

厚生労働省説明

「歯科医師法の改正（歯科医師養成課程の見直し）について」

厚生労働省医政局歯科保健課課長補佐

奥田 章子

厚生労働省の歯科保健課の奥田と申します。

それでは私のほうから、今日は歯科医師法の改正（歯科医師養成課程の見直し）について御説明申し上げます。

今日のお話ですが、まず、歯科医師養成課程の見直しに向けた議論の状況というところで、資料の4枚目ですけれども、シームレスな歯科医師の養成に向けた改革全体案ということで、これまで歯学教育、臨床研修等におきまして一貫した目標設定がなされておらず、連続性に乏しいと評されてきておりまして、卒前・卒後の一貫した歯科医師養成が求められているところでございます。

また、こうした中で、シームレスな歯科医師養成に向けて、医道審議会歯科医師分科会というところで議論をしてきましたけれども、現在の歯学部の卒前臨床実習に関する考え方といたしまして、平成15年の江藤先生の厚生労働科学特別研究で考え方が示されております。

卒前臨床実習に関しましては、歯科医師でなければ基本的に歯科医療をしてはならないという法第17条の規定がございますが、ここに書いているような条件下でありましたら法17条の違法性が阻却されると考えられるということで、卒前の臨床実習の実施のための条件等が取りまとめられております。

さらに、歯学教育における臨床実習の内容と分類ということで、平成28年度改訂版の歯学教育モデル・コア・カリキュラムにおきまして、臨床実習の別表といたしまして、歯学教育の中の臨床実習の内容と分類について示されているところでございます。

さて、OSCE 公的化に向けた検討の中で、現在のOSCEの実施状況・今後の予定・課題をまとめているスライドです。時点が令和元年9月ということで、少し古い当時の資料ではございますが、このときOSCE 公的化・国家試験化した場合の利点・課題と考えられるものをまとめておりまして、利点としては、実施体制・出題課題・合格基準の統一が図れるということ、それから、臨床実習している学生さんが公的な試験を受けて合格しているという安心感を与えるメッセージとなることが考えられます。

一方で課題といたしましては、全国統一的な模擬患者、あるいは評価者、それから実施場所等の確保が困難であるというような課題も、このときに考えられていたという状況で

ございます。

こういった中で、公的化の是非についてどうしていくかということ、歯科医師分科会の中で議論してまいりました。そのときの資料がこちらでございますが、まず共用試験・臨床実習に関する現状ということで、その当時の議論の論点でございますが、まず CBT に関しては、その合格基準が各大学に委ねられており、合格者の質が均てん化されていない可能性があるのではないか。

そして Student Dentist に関しては、Student Doctor に関して公的な位置づけに関する議論が始まったということもあり、歯科医師についても同様に検討が必要ではないかということで、令和元年 9 月から、共用試験の公的化、それから Student Dentist の位置づけ、歯科医行為についてどのように考えるかということ、議論していただいております。

その際にいただいた御意見といたしましては、まず共用試験に関して、公的化に資するものであり、適正に運営されているか評価して担保することが重要ではないか。そして公的化する場合には、OSCE と CBT は一体として考えたほうがいいのか。一方で、公的化に当たっての課題は、CBT と OSCE それぞれで違うのではないかとといったような御意見がございました。

さらに、公的に Student Dentist を位置づけた場合の法的な整理の考え方ですが、こちらは図を見ていただければと思いますが、学生が所属する大学、診療を行う医療機関、診療を受ける患者、それから診療を行う、新たに公的な位置づけを行う Student Dentist、それぞれの考え方、流れを示しているイメージ図でございます。参考として御覧ください。

OSCE の公的化に向けた議論をいただいた分科会からの意見として、この赤い囲みの中にありますように、共用試験 OSCE に関して、評価結果が一定の高得点に分布が集中しているということについて、評価者の質を向上させることで問題が改善されるのか、あるいは課題の見直しで改善されるのか等、その改善方策について非常に重要な課題であるため、OSCE の評価の質の向上の検討が必要ではないかということ。

それから、公的化に際して、その評価の質の向上が重要であるが、内部評価者及び外部評価者の質の向上に向けた取組が必要ではないかということ。

さらに、外部評価者につきましては認定士制度になっているんですけども、内部評価者についてはそういう制度がなく、内部評価者の質のばらつきが大きいのではないかと。OSCE の公的化に向けては、その内部評価者についても、こうしたばらつきを是正するためのワークショップや認定制度が必要ではないかといった御意見をいただきました。

このように分科会によって議論してきまして、令和 2 年、昨年 5 月に報告書が公表されまして、その報告書の内容を、ここから 4 枚ほどスライドでまとめております。

また追って御一読いただければと思いますが、簡単に申し上げますと、まず、卒前・卒後の一貫した歯科医師養成の必要性というところ、それから、Student Dentist につきましても、歯学生の質を担保すること、その歯科医行為について法的な位置づけを行うことが重要であるということ。

それから共用試験の公的化に関しましては、CBT は既に問題の精度管理やその評価の手法が確立しているという観点からも、公的化に相当する試験であると考えられる。一方で OSCE に関しましては、例えばですが、客観的な評価の信頼性のさらなる向上のために取組がさらに必要であるとか、公平に判断される体制の構築等についての検討が必要であると書かれております。

さらに、いわゆる Student Dentist の法的位置づけに関しては、実習において歯科医行為を行う Student Dentist を法的に位置づけることが可能となるということで、法的位置づけに向けて進めてきたところでございます。

法的に Student Dentist を位置づけた場合であっても、参加型臨床実習の充実のためには患者の協力が不可欠であり、広く周知する取組が必要であることとか、あとは常に歯科医師の指導・監督の下で行われることが原則であるということも、改めて記載しております。

こうした議論を受けて、今般、歯科医師法の改正を行いました。その法律案がこちらでございまして、今年の 1 月から開催されておりました通常国会に法案を提出し、5 月の 21 日に可決され、5 月 28 日に公布されております。この赤い囲みの中に「医師養成課程の見直し」とございまして、歯科医師についても同様の見直しを行っております。

この小さい字で書いてある施行の時期についてですが、こちらは医師に関する施行の時期でございまして、歯科医師に関しては施行時期が 1 年遅れまして、①に関しては令和 8 年 4 月 1 日、②に関しては令和 6 年 4 月 1 日となっております。

改正の具体的な内容について御説明申し上げます。

まず 1 点目が、歯科医師国家試験の受験資格における共用試験合格の要件化というところでございまして、共用試験も既に実施されているところでございますが、この共用試験につきまして、歯科医師国家試験の受験資格の要件として歯科医師法上に位置づけること、そして共用試験に合格していることを臨床実習において歯科医業を行うための要件とするために必要な改正を行いました。

さらに、歯学生が臨床実習において行う歯科医業の法的位置づけの明確化というところで、共用試験に合格した歯学生について、歯科医師法第 17 条の規定に関わらず、臨床実習において、歯科医師の指導監督の下で歯科医業に関する知識・技能を修得するための歯科医業を行うことができるという規定を設けることといたしました。

こちらが新旧表になりまして、細かい法案のことを書いているんですが、この第 17 条の 2 のところで、共用試験に合格したら歯科医業を行うことができるという規定が新たに追加されるところと、それから、第 11 条の国家試験の受験資格に関して、共用試験に合格したことが受験資格に新たに追加されるという改正を行っております。

こういった背景の中で厚労省が取り組んでいる事項といたしまして、OSCE の評価に関して、現状まだ客観的な評価の信頼性のさらなる向上が求められておりますので、評価者の養成のためにも、その検討を今年度から行っていく予定でございまして。

最後に今後の予定でございますけれども、先ほど御説明した今年度の事業において、OSCEの公的化に向けて評価の質の向上等に関して検討を行っていくとともに、医道審議会歯科医師分科会の下に共用試験に関する部会を設置いたしまして、共用試験のポリシー等について検討していく予定でございます。

そして、令和6年には歯科医師法に基づく共用試験の実施、そして令和8年には共用試験合格を国家試験の受験資格の要件とするというふうに進めていく予定でございます。引き続き厚生労働行政に御協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

歯科医師法の改正 (歯科医師養成課程の見直し) について

厚生労働省医政局歯科保健課

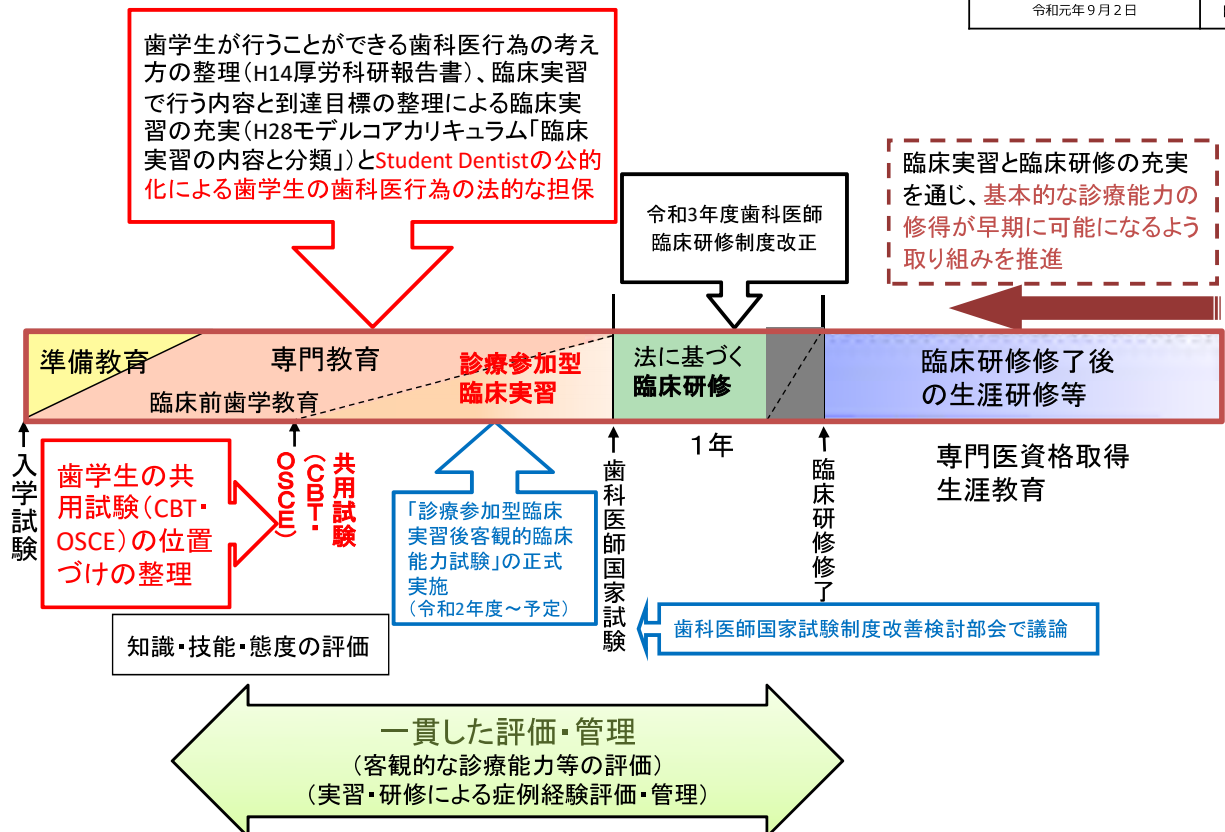
- ❖ 歯科医師養成課程の見直しに向けた議論の状況
- ❖ 歯科医師法改正について

❖ 歯科医師養成課程の見直しに向けた議論の状況

❖ 歯科医師法改正について

シームレスな歯科医師養成に向けた改革全体案

医道審議会歯科医師分科会	資料 1
令和元年9月2日	【改】



歯科医師卒前臨床実習指針に関する調査研究

(厚生労働科学特別研究 主任研究者 江藤一洋 (平成15年3月))

- 医科における卒前臨床実習については、既に「臨床実習検討委員会最終報告」(平成3年5月13日、厚生省健康政策局臨床実習検討委員会)において、臨床実習の在り方に関する考え方の整理が示されており、**歯科の卒前臨床実習においても、その基本的な考え方については共通**するものであるとされている。
- 歯科医師卒前臨床実習については、患者の同意の下で、歯科医師としての資質向上を目的として卒前教育の一環として行われるものであり、侵襲性が相対的に小さいことや指導医の指導・監督の下に行われることなど、適正な体制の下に相当な手段で実施される場合には、社会通念から見て相当であり、歯科医師法上の違法性は阻却される。
- 適正な実施にたる具体的な条件として、
 - ①患者の同意の下に実施されること。
 - ②侵襲性が相対的に小さいものであること。
 - ③指導医の指導・監督の下に実施されること。
 - ④実習計画の策定、指導医の資格、指導体制の確立、診療録の管理等につき適正な対応が行われていること。
 - ⑤**学生の技術力**が確保されていること。
 - ⑥万が一事故が生じた場合に適切に対応できる体制が確立されていること。
 - ⑦各実習項目に応じた教育評価法が確立されていること。
 の7点が必要とされた。

5

歯学教育における臨床実習の内容と分類

「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」(平成28年第4次改訂：文部科学省)

- 診療参加型臨床実習の推進・充実のために「G 臨床実習」の別表として「**臨床実習の内容と分類**」を明示。
- 歯学生が卒前に行うべき臨床実習の内容について、指導者のもとで実践する立場から考慮し、臨床実習→臨床研修→専門医**教育の連続性**について検討して、それぞれの到達目標を見据えたもの。

※「G 臨床実習」(別表)臨床実習の内容と分類(一部抜粋)

Gの項目		I. 指導者のもとで実践する (自験を求めるもの)	II. 指導者のもとでの実践が望まれる (自験不可の場合は シミュレーション等で補完する)	III. 指導者の介助をする	IV. 指導者のもとで見学・ 体験することが望ましい
1 診療の 基本	臨床診断・ 治療計画	診断と治療計画の立案(咬合が安定している)	診断と治療計画の立案(咬合を安定させる処置が必要)		
	病態写真・ 模型	口腔・顔面の写真撮影、研究用模型の製作			
	診療録・ 処方箋	診療録の作成、処方箋の作成、技工指示書の作成		診療情報提供書(医科診療所・病院・病 院歯科・施設宛て等)の作成	手術記録・麻酔記録の作成
2 基本的 診察法	医療面接	医療面接(成人)	医療面接(高齢者)	医療面接(小児・障害者等)	医療面接(救急処置の必要な場合) 救急処置の治療
	バイタルサイン	血圧・脈拍・呼吸・体温の測定			
	頭頸部・ 口腔の診察	頭頸部・口腔の視診・触診・打診・聴診			
	画像検査	口内法エックス線撮影	パノラマエックス線撮影	口外法エックス線撮影、頭部エックス線 規格撮影、 歯科用CBCT	CT、MRI、超音波検査、造影検査
				塗抹検査	採血、血液学検査、免疫学的検査、生 化学検査、一般細菌検査、心電図検査、 呼吸機能検査、心理学的検査、止血機 能検査、末梢神経機能検査
	臨床検査	温度診、電気診、透照診 根管長測定	齶触リスク検査 根管内細菌培養検査		根管内視鏡検査、実体顕微鏡による 検査 口臭検査
		歯周組織検査(歯の動揺度検査、歯周 ポケット検査、プラーク指数測定、歯石 指数測定、出血指数測定) 咬合検査	咀嚼能率検査	唾液分泌能検査、顎口腔機能検査、舌 圧検査	金属アレルギー検査 嚥下機能検査 細胞診検査、病理組織学的検査

臨床実習開始前OSCE

- 平成14年 トライアル開始
- 平成17年 正式開始

公益社団法人医療系大学間
共用試験実施評価機
(CATO)
OSCE実施小委員会等

全国成績
解析結果

↑
評価
成績
報告

事前調査、講習会等
学習評価項目
課題、評価法、評価表
モニター・外部評価者
派遣

歯学系大学
OSCE実施責任者

OSCE
実施・評価



診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験

- 平成29年度
CATOによるトライアル開始
「診療参加型臨床実習後客観的
臨床能力試験」と名称
・「臨床実地試験」と「一斉技能
試験」をパッケージとして構成
- 平成29年度5大学、平成30年
度11大学でトライアルパッケージ
実施



【今後の予定】

- ・令和元年度 23歯学系大学でトライアルパッケージ実施予定
- ・令和2年度 正式実施予定

OSCEをめぐる議論

OSCEを各大学で実施する場合

- <利点>
 - ・教育に携わった者が態度やコミュニケーション能力などについて細かな評価を行うことが可能
- <課題>
 - ・大学毎に評価者や会場等の実施体制、評価の質の差が生じる可能性

OSCEを準公的化・国家試験化した場合

- <利点>
 - ・実施体制・出題課題・合格基準の統一
 - ・国民に対して安心感を与えるメッセージとなる
- <課題>
 - ・全国統一的な模擬患者、評価者及び実施場所等の確保が困難

現状の方針（事務局案）

OSCEについては評価者の評価等についてバラつきが生じる可能性があること、令和2年度に診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験の正式実施が予定されていること等を踏まえ、OSCEの公的試験化の是非については、その状況を確認の上、検討する。

共用試験・臨床実習に関する現状

- 「歯科医師国家試験改善検討部会報告書(平成28年)」において、「診療参加型臨床実習を進めるためには、患者の協力が不可欠である。患者の協力を得て、充実した診療参加型臨床実習を行う上で、患者にとって客観的に安心・安全を確保することが求められることから、共用試験CBTの統一基準について議論が進められるべきである。」とされている。

<現状>

- ・合格基準を各大学が設定
(課題)合格基準が各大学に委ねられており、CBT合格者の質が均てん化されていない可能性
がある。

- 「歯科医師卒前臨床実習に関する調査研究」(H14厚労科研)により卒前臨床実習実施のための条件等がまとめられ、「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」(平成28年:第4次改訂)において、診療参加型臨床実習の推進・充実のために「臨床実習」の別表「臨床実習の内容と分類」において、実習内容が示されている。

<現状>

- ・SD運営協議会による共用試験合格後のStudent Dentist認定証発行に関して、令和元年度に全大学で開始予定
(課題)Student Dentistは共通の認定証の発行が開始されたばかりである。一方で、Student Doctorに関して公的な位置づけに関する議論がはじまっていることから、同様に検討が必要ではないか。

論 点

共用試験(CBT・OSCE)の公的化及びStudent Dentistの位置付けやその歯科医行為について、法的にどのように考えるか。

検討にあたっての留意点

(共用試験について)

- 共用試験が、公的化に資するものであり適切に運営されているかを評価し担保することが重要ではないか。
- 共用試験を公的化する場合にCBTとOSCEは一体として考えた方がよいのではないか。
- CBTとOSCEは論点・公的化への課題が異なることを勘案して議論を進めていくべきではないか。

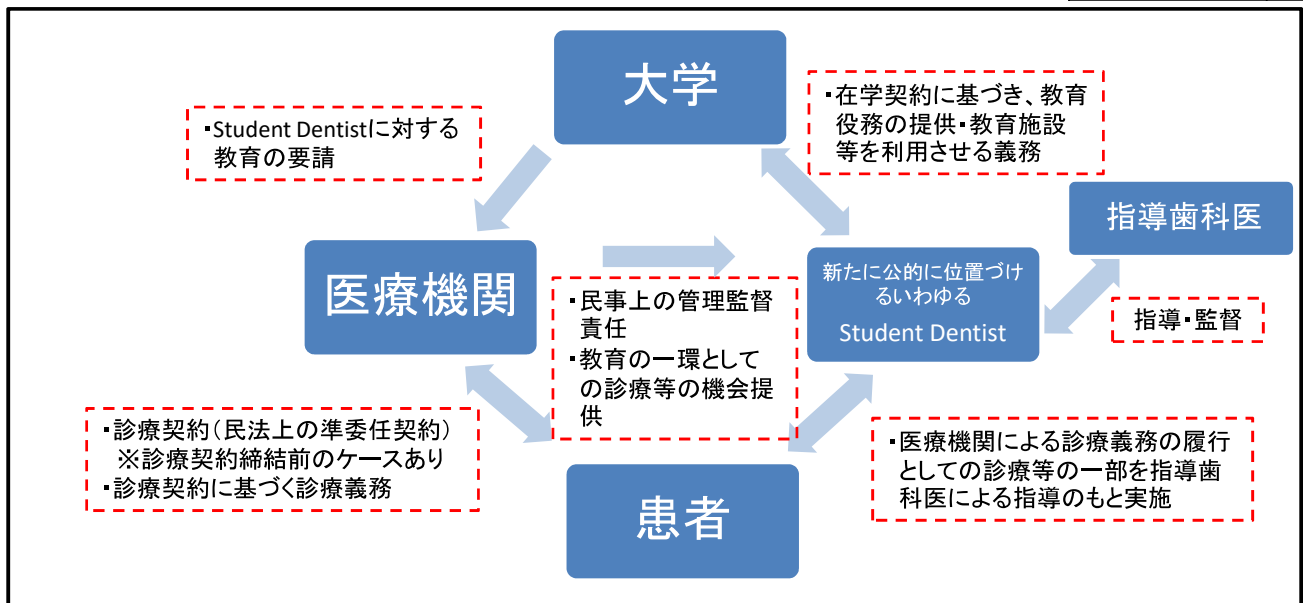
(CBTについて)

- 統計学的にはCBTのIRT標準スコアの信頼性は非常に高い。
- 共用試験を公的化した場合に、特にCBTについては国家試験との役割分担・在り方が変わることもありうる。

(OSCEについて)

- OSCEの客観的な評価の信頼性をいかにして向上させるかが課題ではないか。
- 現行のOSCEの学習課題と歯学教育モデル・コア・カリキュラム(平成28年版)の間に齟齬があることが問題ではないか。
- OSCEを公的化する際に、統一的な模擬患者や評価者の質・場所の確保等の課題がある。
- 臨床実習開始前OSCEと診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験の在り方については、その評価も含め検討すべきではないか。

新たに公的に位置づけるStudent Dentistの行う歯科医行為についての法的整理(案)



診療契約は患者と医療機関の間で締結されるものであり、いわゆるStudent Dentistに関しても、勤務歯科医の場合と同様に、医療事故が起こった場合の民事上の責任の所在は第一義的には医療機関にあると考えられる(ただし、不法行為上の責任は指導歯科医・Student Dentistにも生じ得る)



※Student Dentistは、医療機関の診療義務の一部の履行として診療行為を実施しているものであり、労働契約の有無にかかわらず、勤務歯科医の場合と同様に、民事上の債務履行の責任は医療機関にあるもの
※刑事上の責任は、行為者である勤務歯科医や指導歯科医、Student Dentist(あるいは診療の補助を行うコデンタル)に生じるもの

第2回歯科医師分科会でいただいた主なご意見

医道審議会歯科医師分科会	資料 1
令和元年11月25日	

前回の分科会で事務局より提示した論点①

- 共用試験(OSCE)の公的化について、どのように考えるか。
その際、OSCEの客観的な評価の質の向上をどのように図るか。

前回の論点①に対する主な意見

- 共用試験CBTとOSCEは一体として制度設計を行い、公的化することが必要である。
- 共用試験OSCEの公的化は進めないといけない状況を踏まえると、現状のOSCEを実施しつつ、その改善を進めていくことが現実的な対応ではないか。
- 侵襲的な診療行為を臨床実習で実施しているという歯学教育の特殊性を踏まえると、技能を評価するOSCEは重要である。
- 共用試験OSCEは、評価結果が一定の高得点に分布が集中しているが、評価者の質を向上させることで問題が改善されるのか、或いは課題の見直し等で改善されるのか等の改善方策については非常に重要な課題であることから、OSCEの評価の質の向上への検討が必要。
- 共用試験OSCEの公的化に際して、OSCEの評価の質を向上させることが重要である。内部評価者及び外部評価者の質の向上に向けた取組みが必要ではないか。
- 共用試験OSCEの評価の質を向上させることは重要だが、歯学生の臨床能力を高めるための環境を整備に向けてどうしたらいいかという視点での議論が必要ではないか。

11

第2回歯科医師分科会でいただいた主なご意見

医道審議会歯科医師分科会	資料 1
令和元年11月25日	

共用試験(OSCE)の公的化の検討にあたっての留意点

- 共用試験OSCEの再試験の実施状況は、各大学によって取り扱いが異なっていることから、その公的化に向けて、統一的な再試験の実施に早期に取り組んではどうか。
- 共用試験OSCEの外部評価者は認定制度になっているが、内部評価者はそうした制度がなく、内部評価者の質のばらつきが大きい。OSCEの公的化に向けて、内部評価者についても、こうしたばらつきを是正するためのワークショップや認定制度が必要。
- 共用試験OSCEの29課題は、その教育内容がモデル・コア・カリキュラムの「F シミュレーション実習」の領域に全て存在することから、モデル・コア・カリキュラムとOSCE課題は対応していると考えて差し支えないのではないか。
- CATOではIRTの導入の検討・機構派遣監督者の配置・歯学系OSCE内部及び外部評価者養成WSの開催等を通じ、共用試験OSCEの客観的評価の向上に取り組んでいる。
- 共用試験OSCEの評価の質の向上のために評価者の数を増やすと、試験実施の費用が上がることから、財源もあわせて検討しなければならない。

12

歯科医師分科会における議論

令和元年9月2日	歯科医師分科会における審議開始、主にCBTの公的化について審議
10月28日	OSCEの公的化・客観的な評価の質の向上、Student Dentistを法的に位置づけた場合の診療参加型臨床実習、患者同意取得について審議
11月25日	全体的な審議及びとりまとめ案について審議
令和2年5月13日	報告書公表

13

医道審議会歯科医師分科会 報告書 概要1

～シームレスな歯科医師養成に向けた共用試験の公的化といわゆるStudent Dentistの法的位置づけについて～

1 卒前・卒後の一貫した歯科医師養成

(1) 歯科医師の卒前卒後の一貫した養成の必要性について

- ・ 歯科医師の養成過程である**卒前教育と卒後研修は、これまで一貫した目標設定がされておらず、連続性に乏しい**と評されており、近年、歯学教育、歯科医師国家試験、歯科医師臨床研修などを議論する場で、**卒前・卒後の一貫した歯科医師養成の必要性**が求められている。
- ・ 近年は、令和3年度の歯科医師臨床研修制度改革に向けて、「歯科医師臨床研修部会」等において、卒前教育（歯学教育モデル・コア・カリキュラム）と整合性のとれた歯科医師臨床研修の到達目標の見直し等に関する議論等が行われている。

(2) シームレスな歯科医師養成における共用試験の公的化及びいわゆるStudent Dentistの法的位置づけが求められる背景

- ・ 歯学生も歯科医師の資格を欠くため、業として歯科医行為を行った場合、形式的には無免許歯科医業罪の成立が問題となるが、実質的に違法性がなく無免許医業罪に当たらないと解釈し得るとされてきた。
- ・ 「臨床実習検討委員会最終報告書（平成3年）」において、医学教育に関する臨床実習のあり方に関する考え方の整理が示され、歯学教育における卒前臨床実習においても、その基本的な考え方については医学教育と共通するものであるとされていた。
- ・ 「歯科医師卒前臨床実習に関する調査研究報告書（平成14年度厚労科研特別研究）」において、**歯学教育における卒前臨床実習に関する歯科医師法第17条の違法性阻却の考え方や実施のための条件等について取りまとめ**られている。
- ・ 臨床実習の現場においては、歯学生の実施する個別の歯科医行為について歯学生や教員等にとっても一定の判断の困難さが伴うことなどの現状に鑑み、診療参加型臨床実習の更なる推進には課題があるとされている。
- ・ 「歯学教育における診療参加型臨床実習実施のためのガイドライン（案）」においては、歯科診療は外科的な領域が多く、侵襲を伴う診療が大きな割合を占めることから、歯学教育における臨床実習では、とりわけ**患者の安全や権利の保護には格段の配慮が必要**となるとされている。
- ・ 指導を行う歯科医師が医療事故防止を強く意識することで、歯学生は、以前よりも診療に参加しづらくなっている可能性があることが指摘されていることを踏まえると、医療安全を担保しつつ、**歯学生が診療チームの一員として診療に参加しながら臨床実習を行うためには、指導體制等の充実とともに歯学生の質を担保することとその歯科医行為について法的な位置づけを行うことが重要である。**

14

2 共用試験の公的化といわゆるStudent Dentistの法的位置づけについて

(1) 共用試験CBTの公的化

- 共用試験CBT(Computer-Based Testing)は、平成17年より正式実施されており、現在では全大学で実施され、項目反応理論などの**問題の精度管理の手法や評価手法が確立**している。
- 共用試験CBTは、日本の歯学教育の中でその位置付けは既に確立されており、**公的化に相当する試験**である。
- 公的化に際して、実施時期とともに、出題範囲や内容、合格基準等についても検討**する必要がある。また、この点に関しては、国家試験の出題範囲や合格基準とも密接に関係しており、これらの在り方も含めて検討される必要がある。

(2) 共用試験臨床実習前OSCEの公的化

- 共用試験臨床実習前OSCE(Objective Structured Clinical Examination)は、共用試験CBTと同時期の平成17年から正式実施され、現状の歯学教育の中で**臨床実習前に技能と態度を試験する機会として確立**されている。
- 近年、歯科医師の倫理観や医療の安全性について、社会からより高い水準を求められることに鑑みても、**臨床実習前に一定水準の技能や態度のレベルに達していることを試験することは、極めて重要**であると考えられることから、共用試験臨床実習前OSCEは、**共用試験CBTとともに公的化すべきであると結論づけられる**。
- 一方で、共用試験臨床実習前OSCEの公的化にあたっては、**客観的な評価の信頼性の更なる向上のために評価者の養成及び評価基準の確立や模擬患者の均てん化を図るための取組が必要**である。
- 公的化に当たっては、一定の質の担保や社会の要請に応える観点から共用試験CBTと同様に、**実施時期等について、公的な場において、より公平に判断される体制の構築等について検討**される必要がある。

(3) いわゆるStudent Dentistの法的位置づけ

- 臨床実習開始前の共用試験を公的化することで**、共用試験合格後に臨床実習を行う歯学生は一定の水準が公的に担保されることから、**実習において歯科医行為を行う、いわゆるStudent Dentistを法的に位置づけることが可能**となる。
- 歯学生が行うことが望まれる歯科医行為は、従前の範囲から大きく変わるものではない。また、臨床現場で行われる診療内容が日進月歩であることに鑑みると、いわゆるStudent Dentistが法に基づき行える歯科医行為を網羅的に個別に列挙することは適当ではない。必ず歯科医師の指導及び監督のもと行われなければならないことから、実施する**歯科医行為については、指導する歯科医師が適宜、歯学生の能力と患者の状態等を勘案して判断すべき**ものである。

15

3 共用試験の公的化といわゆるStudent Dentistが法的に位置づけられることの影響

(1) 歯学教育への影響

- いわゆるStudent Dentistが法的に位置づけられた場合、診療参加型臨床実習が促進され、卒前教育をより質の高い歯科医師の育成に向けさらに充実させることができると考えられる。診療参加型臨床実習は、単に経験を増やし技術を向上させるのみならず、診療チームの一員として診療により主体性を持たせ、積極的に参加することで、知識や技術だけではなく、患者の背景など、全人的な診療に必要な視点を獲得する機会となることなどが期待される。

(2) 歯学生個人への影響

- 診療参加型臨床実習の充実により、歯学生が診療チームの一員として診療に参加することで、**臨床実習におけるモチベーションの向上が図られる**と同時に、歯学生本人の適性を踏まえた早期の進路選択にもつながることが想定される。
- 個人の卒前卒後の一貫した評価を行い、当該個人が自験等で経験した症例の適切な管理が可能となることで、**各個人の状況に応じた卒前の臨床実習や卒後の臨床研修での多様な経験が可能**となることが期待される。

(3) いわゆるStudent Dentistが診療参加型臨床実習を行う際の患者同意等

- 歯科医師免許を有しない歯学生が診療行為を行う場合、現状、患者の同意を得る必要があることは社会通念上、明らかである。一方で、同意取得の困難さが診療参加型臨床実習の阻害要因ともなっている。
- いわゆるStudent Dentistによる歯科医行為の実施が法的に位置づけられれば、いわゆるStudent Dentistが**①医療機関等において診療チームの一員であること、②診療に当たって事前に一定の能力が担保されていること、③業として歯科医行為を実施することが違法ではないこと等が明確**になり、**患者の同意が得られやすくなる**ことで、診療参加型臨床実習が促進されることが期待される。
- いわゆるStudent Dentistが法的に位置づけられた場合も、歯学生の臨床実習を実施している旨の院内掲示を行うとともに、Student Dentistが歯科医行為を行うにあたっては、書面による患者の同意が原則であるが、非侵襲的から侵襲的までの広範囲の歯科医行為が臨床実習で行われるという歯科医学教育の特殊性に鑑み、**診療内容に応じた患者同意のあり方について更に検討すべき**である。
- 今後患者理解が進んだ場合には、現在の臨床研修歯科医と同様に、一般的な処置について、特別な同意取得の必要なく診療参加型臨床実習において行うことを可能とすることを検討すべきである。

16

4 他の診療参加型臨床実習の充実のための取り組み

(1) 患者の医育機関等へのかかり方

- 診療参加型臨床実習を充実させるためには、患者自身も共に歯科医師を育てる、といった認識に基づいた**患者の協力が不可欠**である。
- いわゆるStudent Dentistが共用試験に合格し、**診療参加型臨床実習に足る学生であることを広く周知する取り組み**を行う必要がある。

(2) 診療参加型臨床実習の指導体制

- 歯学生の歯科医行為が法的に認められても、**常に歯科医師の指導・監督下で行われることが原則**であり、指導体制の整備が不可欠である。
- 屋根瓦方式による指導体制を考慮するなど、指導する歯科医師の役割やあり方を考慮すべきである。
- 大学外の地域の歯学生を受け入れる歯科医療機関等においても、更なる指導体制の充実が望まれる。

(3) 歯学生が加入する保険

- 歯学生が診療参加型臨床実習の中で一定の侵襲的な医行為を行う場合、賠償責任保険等への加入を強制的に行うかどうかは病院管理者及び大学の判断であるが、歯学生を保護する観点から強く推奨されるべきである。

(4) その他

- 現状では臨床実習と歯科医師臨床研修の一貫性に焦点があてられているが、今後は、歯科医療における専門性のあり方についても議論を進めた上で、生涯研修の視点に立った歯科医師養成について検討される必要がある。

❖ 歯科医師養成課程の見直しに向けた議論の状況

❖ 歯科医師法改正について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進する観点から、医師の働き方改革、各医療関係職種専門性の活用、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を進めるため、長時間労働の医師に対し医療機関が講ずべき健康確保措置等の整備や地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組に対する支援の強化等の措置を講ずる。

改正の概要

< I. 医師の働き方改革 >

長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のための措置の整備等 (医療法)【令和6年4月1日に向け段階的に施行】

医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始(令和6年4月1日)に向け、次の措置を講じる。

- ・勤務する医師が長時間労働となる医療機関における医師労働時間短縮計画の作成
- ・地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関を都道府県知事が指定する制度の創設
- ・当該医療機関における健康確保措置(面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等)の実施 等

< II. 各医療関係職種専門性の活用 >

1. 医療関係職種の業務範囲の見直し (診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、臨床工学技士法、救急救命士法)【令和3年10月1日施行】
タスクシフト/シェアを推進し、医師の負担を軽減しつつ、医療関係職種がより専門性を活かせるよう、各職種の業務範囲の拡大等を行う。

2. 医師養成課程の見直し (医師法、歯科医師法)【①は令和7年4月1日/②は令和5年4月1日施行等】※歯科医師も同様の措置
①共用試験合格を医師国家試験の受験資格要件とし、②同試験に合格した医学生が臨床実習として医業を行うことができる旨を明確化。

< III. 地域の実情に応じた医療提供体制の確保 >

1. 新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制の確保に関する事項の医療計画への位置付け (医療法)【令和6年4月1日施行】
医療計画の記載事項に新興感染症等への対応に関する事項を追加する。

2. 地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組の支援 (地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律)【令和3年4月1日施行】
令和2年度に創設した「病床機能再編支援事業」を地域医療介護総合確保基金に位置付け、当該事業については国が全額を負担することとするほか、再編を行う医療機関に対する税制優遇措置を講じる。

3. 外来医療の機能の明確化・連携 (医療法)【令和4年4月1日施行】
医療機関に対し、医療資源を重点的に活用する外来等について報告を求める外来機能報告制度の創設等を行う。

< IV. その他 > 持ち分の定めのない医療法人への移行計画認定制度の延長【公布日施行】

19

歯科医師養成過程の見直し

1 歯科医師国家試験の受験資格における共用試験合格の要件化

<背景>

- 大学における臨床実習開始前の歯学生の能力を全国的に一定の水準に確保することを目的として、公益社団法人「医療系大学間共用試験実施評価機構」が実施する「共用試験」(臨床実習前OSCE、CBT)については、平成17年から正式に実施され、現在は、全ての歯学生が受験するなど、大学における歯学教育の中で臨床実習前に歯学生の知識・技能を試験する機会として確立されている。

<改正の内容>

歯学教育の中で重要な役割を果たしている**共用試験について、歯科医師国家試験の受験資格の要件として歯科医師法上位置づける**こととする。また、共用試験の合格は歯学生が一定水準の技能・態度のレベルに達していることを担保するものであることから、**共用試験に合格していることを臨床実習において歯科医業を行うための要件とする。**

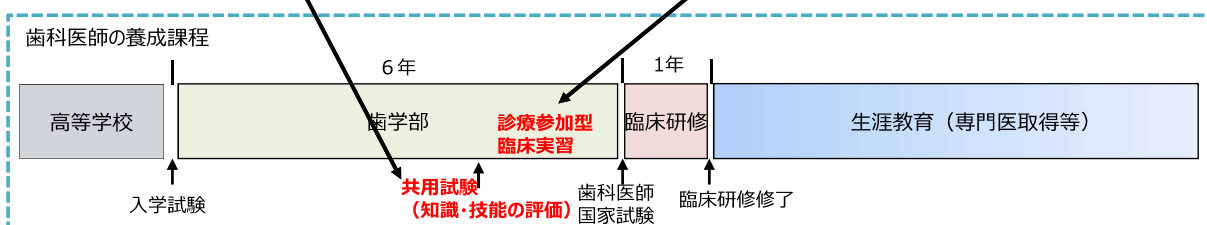
2 歯学生が臨床実習において行う歯科医業の法的位置づけの明確化

<背景>

- 歯科医師法第17条により歯科医師でないものの歯科医業は禁じられているところ、歯科医師免許を持たない歯学生が大学における臨床実習で行う歯科医行為については、その目的・手段・方法が社会通念から見て相当であり、歯科医師の歯科医行為と同程度の安全性が確保される限度であれば基本的に違法性はないと考えられている。
- 一方で、大学が行う臨床実習について、診療参加型の実習が十分に行われていない要因として、歯学生が臨床実習で行う歯科医行為についての法的な担保がなされていないことが指摘されている。

<改正の内容>

診療参加型の臨床実習において、歯学生がより実践的な実習を行うことを推進し、歯科医師の資質向上を図る観点から、**「共用試験」に合格した歯学生について、歯科医師法第17条の規定にかかわらず、大学が行う臨床実習において、歯科医師の指導監督の下、歯科医療に関する知識及び技能を修得するために歯科医業を行うことができることとする。**



（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 免許（第二条 第八条）</p> <p>第三章 試験（第九条 第十六条）</p> <p>第三章の二 臨床研修（第十六条の二 第十六条の六）</p> <p>第四章 業務（第十七条 第二十三条の二）</p> <p>第五章 歯科医師試験委員（第二十四条 第二十八条）</p> <p>第五章の二 権則（第二十八条の二 第二十八条の三）</p> <p>第六章 罰則（第二十九条 第三十一条の四）</p> <p>附則</p> <p>第十一条 歯科医師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（第十六条の二）第一項及び第十七条の二第一項において単に「大学」という。）において、歯学の正規の課程を修めて卒業した者</p> <p>二・三 （略）</p> <p>第十七条の二 大学において歯学を専攻する学生であつて、当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるものに合格したものは、前条の規定にかかわらず、当該大学が行う臨床実習において、歯科医師の指導監督の下に、歯科医師として具有すべき知識及び技能の修得のために歯科医業（政令で定めるものを除く、次条において同じ。）をすることができ。</p> <p>21 厚生労働大臣は、前項の厚生労働省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>17 前条第一項の規定により歯科医業をする者は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た人の秘密を他に漏らしてはならない。同項の規定により歯科医業をする者でなくかつた後においても、同様とする。</p> <p>第三十一条の二 第十七条の三の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>21 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。</p> <p>第三十一条の三 第三十一条の四 （略）</p>	<p>（新設）</p> <p>第十一条 歯科医師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（第十六条の二）第二項において単に「大学」という。）において、歯学の正規の課程を修めて卒業した者</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>第十七条の二 大学において歯学を専攻する学生であつて、当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるものに合格したものは、前条の規定にかかわらず、当該大学が行う臨床実習において、歯科医師の指導監督の下に、歯科医師として具有すべき知識及び技能の修得のために歯科医業（政令で定めるものを除く、次条において同じ。）をすることができ。</p> <p>（新設）</p> <p>第三十一条の二 第三十一条の三 （略）</p>

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第十一章 歯科医師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（以下単に「大学」という。）において、歯学の正規の課程を修めて卒業した者（大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるもの（第十七条の二）において「共用試験」という。）に合格した者（略）</p> <p>21 厚生労働大臣は、前項第一号の厚生労働省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>第十二条 歯科医師国家試験予備試験は、外国の歯科医学校を卒業し、又は外国で歯科医師免許を得た者のうち、前条第三号に該当し、これを受けることができる。</p> <p>（新設）</p> <p>第十七条の二 大学において歯学を専攻する学生であつて、当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるものに合格したものは、前条の規定にかかわらず、当該大学が行う臨床実習において、歯科医師の指導監督の下に、歯科医師として具有すべき知識及び技能の修得のために歯科医業（政令で定めるものを除く、次条において同じ。）をすることができ。</p> <p>21 厚生労働大臣は、前項の厚生労働省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>17 前条第一項の規定により歯科医業をする者は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た人の秘密を他に漏らしてはならない。同項の規定により歯科医業をする者でなくかつた後においても、同様とする。</p>	<p>第十一条 歯科医師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（第十六条の二）第二項及び第十七条の二第一項において単に「大学」という。）において、歯学の正規の課程を修めて卒業した者</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>第十二条 歯科医師国家試験予備試験は、外国の歯科医学校を卒業し、又は外国で歯科医師免許を得た者のうち、前条第三号に該当し、これを受けることができる。</p> <p>（新設）</p> <p>第十七条の二 大学において歯学を専攻する学生であつて、当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるものに合格したものは、前条の規定にかかわらず、当該大学が行う臨床実習において、歯科医師の指導監督の下に、歯科医師として具有すべき知識及び技能の修得のために歯科医業（政令で定めるものを除く、次条において同じ。）をすることができ。</p> <p>21 厚生労働大臣は、前項の厚生労働省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>17 前条第一項の規定により歯科医業をする者は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た人の秘密を他に漏らしてはならない。同項の規定により歯科医業をする者でなくかつた後においても、同様とする。</p>

【背景】

- ◆ 歯科医師の資質向上に向け、卒前・卒後の一貫した歯科医師養成が求められており、医道審議会歯科医師分科会報告書(令和2年5月)において、歯学生が行う歯科医行為が一定の水準にあることを公的に担保するため、いわゆる Student Dentistを**法的に位置づける**こと、およびそれにあわせて診療参加型臨床実習開始前の**共用試験(OSCE、CBT)を公的化する**べきであるとされた。
- ◆ 一方、同報告書で、OSCEの公的化に向けた課題として、客観的な評価の信頼性の更なる向上のために、評価者の養成・質の向上及び評価基準の確立等による評価手法の均てん化等について更なる検討が求められている。

<スケジュール感(案)>

令和3年通常国会歯科医師法等改正 ※医師法(Student Doctor)と同時改正予定

令和3年4月～本事業開始：OSCEの評価の均てん化を図る

令和●年改正法等施行：共用試験の公的化

【事業内容】

● OSCEの評価者を養成等し、評価の精緻化・均てん化を図り、公的化した際のStudent Dentistの質の担保につなげる

- ① OSCEの内容・評価の再検討
 > OSCEの試験内容やその評価体制並びに評価者養成の現状調査及び客観的な評価の質を向上させるための課題の抽出等
- ② 効果的なOSCE評価者養成手法・評価者の必要養成数及び評価体系の方略の検討
 > OSCE評価者養成のために、オンライン講習会を活用する等の評価者の養成手法の検討
 > 全OSCE受験者を外部評価者による評価を行うために必要な外部評価者の養成数評価体系の検討
- ③ 評価者養成及び評価実施のためのガイドライン素案の作成
 > ②を踏まえ、評価の実施及び評価者を養成するための方略をまとめた新たなガイドライン素案を策定
- ④ 評価者の養成
 > ③で作成したガイドライン素案をもとに、公的化に向け評価者を養成



厚生労働省医道審議会歯科医師分科会 20191028 -CATO-

共用試験 歯学系OSCE課題一覧

医道審議会歯科医師分科会	資料 2
令和元年10月28日	

1. 初診面接

- 1-1 初診患者の医療面接(急性症状)
- 1-2 初診患者の医療面接(慢性症状)

2. 基本的診察および検査能力(1課題)

- 2-1 口腔内状態の記録
- 2-2 バイタルサイン
- 2-3 頭頸部(顎・顔面・頸部)の診察

3. 基本的技能(1課題)

- 3-1 浸潤麻酔
- 3-2 手洗いと滅菌グローブ装着
- 3-3 ラバーダム防湿
- 3-4 概形印象採得
- 3-5 心肺蘇生

4. 説明・指導(1課題)

- 4-1 歯周病の病状の説明
- 4-2 ブラッシング指導
- 4-3 欠損補綴の治療方針の説明
- 4-4 保護者へのブラッシング指導
- 4-5 保隙装置の説明
- 4-6 矯正装置の説明
- 4-7 エックス線撮影の説明

5. 基本的臨床技能(2課題)

- 5-1 レジン充填
- 5-2 根管治療
- 5-3 支台歯形成
- 5-4 テンポラリークラウンの作製
- 5-5 普通抜歯
- 5-6 フッ化物塗布
- 5-7 予防填塞
- 5-8 縫合
- 5-9 スケーリング・ルートプレーニング
- 5-10 修復用隔壁の装着
- 5-11 う蝕象牙質の除去
- 5-12 レストシートの形成

歯学教育モデル・コア・カリキュラム改訂等に関する調査研究チーム令和2年度報告

歯学教育モデル・コア・カリキュラム改訂等に関する
調査研究チーム座長
河野 文昭

歯学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂に関する調査研究チームの座長の河野でございます。よろしくお願いいたします。今回のワークショップでお時間をいただきましたので、簡単に令和2年度の活動報告をさせていただきます。

この事業の目的は、全国の歯科大学・歯学部でのコアカリの実施状況の分析を行い、改訂のための資料を収集し、改訂素案を作成することです。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の蔓延によって、歯学教育の停滞や教育方略の見直しなどの対応が迫られましたので、全国の歯科大学・歯学部のコアカリへの対応状況に加え、コロナ禍での教育方略についての調査を行うとともに、コアカリの教育効果の検証調査を、臨床研修の指導医と令和2年度の研修医を対象に行いました。

スライドに調査研究チームの構成を示します。歯学教育学会の中から専門領域を考慮して12人を選抜し、調査研究チームを構成いたしました。共用試験実施評価機構と文部科学省の技術参与の先生方に協力者として加わっていただき、事業を実施しております。

令和2年度はこの調査研究チームの中に四つのワーキンググループをつくり、改訂のための基礎資料を得るためにアンケート調査を行いました。時間が限られますので、この調査の主立ったところを御説明したいと思います。

まず、コアカリの実施状況における調査の概要をスライドに示しました。全国の29歯科大学・歯学部を対象に行いました。回答は全ての大学から頂き、回答率は100%でした。調査の内容は、下方のここに示す8項目でございます。

「平成28年度改訂版のコアカリが導入されたことによって、貴大学のカリキュラム改訂を行いましたか」の質問に対して、5施設が全面的に、21施設が部分的に改訂を行ったという回答を得ました。

その改訂の時期は平成28年度が最も多く、次いで平成29年度以降でした。

シラバスの内容の見直しは、10施設で全面改訂、18施設で部分改訂、改訂をしていないという施設が1施設ありました。

改訂の内容は、科目の追加・廃止、開講時期や授業時間の変更、教育内容の修正等が挙げられていました。

診療参加型臨床実習については、今回スライドの上部に示します定義を示した上で回答

していただきました。その結果、29 施設中 25 施設で全面導入、4 施設で部分導入ということで、全ての施設で診療参加型臨床実習が実施されているという回答でした。

また、コアカリ G 領域の臨床実習の内容と分類は、全ての大学でこれらを参考に臨床実習のケースを決めていることが分かりました。

さらに、「診療参加型臨床実習のためのガイドライン（案）」は、1 施設を除いて利用しているとの回答を得ました。

診療参加型臨床実習実施の上での課題を挙げてもらいますと、やはり患者の確保が 22 施設と最も多く、次いで設備や教育環境などのハード面、さらに指導歯科医の質や量の問題が取り上げられております。

アンケートは変わりますが、次いで臨床研修指導歯科医へのアンケート調査の概要を示しています。調査は全国の歯科大学・歯学部の附属病院やその協力型研修施設で、臨床研修に 7 年以上携わっている指導歯科医を対象として行いました。調査項目はスライドの下方に示す 6 項目です。

平成 23 年から平成 29 年度までの研修医さんは 22 年度改訂版コアカリ前の学修者、平成 30 年以降の研修医は平成 22 年度改訂版コアカリの学修者ですので、その両者を受け入れて研修指導を行った 45 名の指導医を対象として、平成 22 年度改訂版コアカリの効果の検証を行っていただきました。

平成 28 年度改訂版コアカリの「歯科医として求められる基本的な資質・能力」に挙げられる九つの能力について、受入れ研修医の評価を指導歯科医にしてもらいました。上段は平成 29 年度以前の、下段は平成 30 年度以降の研修医の評価を示しています。患者に対する責任感、コミュニケーション能力、基本的な治療、課題探求・問題解決能力、医療安全対策の 5 項目で、平成 29 年度以前の研修医に対する評価よりも高い結果となっております。

臨床研修指導医が考える歯学部教育に強化すべき項目は、そこに赤で囲んであります診断能力、臨床推論、基本的臨床技能、全身管理、治療計画の立案でした。

次に行って、令和 2 年度の研修医さんに対するアンケートの概要を示します。調査項目は下のほうに示す 7 項目です。

回答者は、平成 30 年度以降の卒業生 1,127 名と、平成 29 年度以前の卒業生 86 名の合計 1,213 名です。

研修医が受けた診療参加型臨床実習の充実度は、平成 29 年度以降は「充実していなかった」の割合は低くなっています。

次いで、臨床研修開始時点での歯科医としての基本的な能力の修得度の自己評価を聞いた回答です。基本的な治療、高齢者・要介護者への対応能力が最も低く、次いで、医学的知識、科学的・論理的思考、課題探求・問題解決能力が低い傾向にありました。

研修医が考える歯学教育に強化すべき項目は、診断能力、治療計画の立案、臨床推論、基本的臨床技能、全身管理と、優先度は異なりますけれども、指導歯科医が選んだ項目と同じ項目でした。

現在の研修医の有する歯科に関する知識の向上は、多くの意見から明らかであると考えられます。しかし、診療参加型臨床実習の質的・量的不足を指摘する意見が多く見られました。

一口腔単位で口腔内を評価して治療計画の立案につなげる教育や、診療録の記載なども、卒前教育にある程度含めてほしいという意見も散見されております。

最後の調査は、コロナ禍での講義等の実施状況調査です。その概要をスライドに示します。全国の歯科大学・歯学部を対象に行いました。これも回答率は100%でしたが、一部未記載の部分があるものがありましたので、有効回答率は96.6%となりました。

スライドは、令和2年度の講義等の実施状況を月ごとに示したものです。基礎系の実習、解剖実習、シミュレーション実習は、第1波の感染状況が落ち着いてから対面での実施が月ごとに増えているのに対して、講義は10月以降、対面での講義が減少し、双方向のオンライン講義が増える傾向にありました。

次いで、診療参加型臨床実習以外の臨床実習は、半数は対面で実施、半数はシミュレーション実習やレポート、双方向のオンライン実習で対応している状況でした。診療参加型実習は4月・5月はほとんど行われていない状況でしたが、10月以降は約6割の施設で再開、2割が見学型で対応、その他シミュレーション実習やレポートで対応している状況でした。

多くの施設で、多様なニーズを踏まえた様々な教育内容及び学修方略の見直しがコアカリ改訂を契機として行われていましたが、対応できない施設も見られました。

コアカリ改訂により診療参加型臨床実習は全ての施設で行われており、臨床実習の内容と分類及び診療参加型臨床実習実施のためのガイドライン（案）は活用されていました。令和6年度より、歯科医師法の改正により Student Dentist の称号が与えられて、臨床実習で実施できる歯科医療行為の拡大が期待されることから、これらの改訂は必須であると思われま

す。研修指導医から、一口腔単位での治療計画の立案につなげる教育を含めてほしいという意見が得られました。患者中心の歯科医療を実践するために、臨床推論、歯科での検査、総合治療計画の立案能力などの強化をする必要があると思われま

す。以上、令和2年度の事業の要点のみを報告させていただきました。本年度はコアカリ改訂素案の作成を目指しておりますので、参加者の皆さんの忌憚のない御意見をいただければ幸いです。今後も御協力のほどよろしくお願いいたします。

報告書の URL を記載しておりますので、詳細は報告書を御覧ください。

御清聴ありがとうございました。

「大学における医療人養成の在り方に関する調査研究委託事業」

歯学教育モデル・コア・カリキュラムの 改訂に関する調査研究報告



目 的

本事業では、コアカリの改訂に向けて、全国歯科大学・歯学部における歯学教育モデル・コア・カリキュラム（以下コアカリという）の実施の現状分析を行うとともに、海外動向などの調査研究を実施（R3年度実施予定）することで、コアカリ改訂素案作成のための資料を収集し、改訂素案を作成する。

本年度は、新型コロナウイルス感染症の蔓延によって、歯学教育の停滞や教育方略の見直しなど外的要因に対して対応せざるを得なかった。

そのため、歯学教育の質をどのような工夫で担保しているかなど、歯学教育の現況とコロナ禍での教育方略についての調査を行うとともに、コアカリの教育効果の検証調査を、臨床研修指導歯科医と令和2年度の研修歯科医を対象に行った。

調査研究チーム

構成員

氏名	所属	専門領域
上田 貴之	東京歯科大学	歯科補綴学、老年歯科学
岡田 明子	日本大学歯学部	口腔診断学 歯科麻酔学
○河野 文昭	徳島大学	歯科補綴学 総合歯科学
神田 拓	広島大学	口腔外科学
斎藤 隆史	北海道医療大学	歯科保存学
關 奈央子	東京医科歯科大学	教育・国際
田口 則宏	鹿児島大学	歯学教育 総合歯科学 歯科補綴学
田村 文誉	日本歯科大学	衛生、摂食・嚥下 地域連携
照沼 美穂	新潟大学	口腔生化学
長谷川 篤司	昭和大学	歯科保存学 総合歯科学
平田創一郎	東京歯科大学	社会歯科学
森田 学	岡山大学	予防歯科学・感染対策

協力者

氏名	所属
石田 達樹	公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構
林 誠	文部科学省高等教育局医学教育課技術参与
高橋 礼奈	文部科学省高等教育局医学教育課技術参与

○ 座長

構成員：12名、協力者：3名

3

調査研究WG

WG	
カリキュラム評価WG	歯学教育モデル・コア・カリキュラムの現状における調査
コロナ禍での教育方略調査WG	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う令和2年度の講義等の実施状況調査
学習者評価＋指導歯科医の評価WG	令和2年度歯科医師臨床研修 指導歯科医アンケート調査 令和2年度歯科医師臨床研修 修了者アンケート調査
感染症教育WG	感染症教育に関する調査

WG	
カリキュラム評価WG	○田口則宏、照沼美穂、上田貴之、關 奈央子、森田 学、林 誠
コロナ禍での教育方略調査WG	○平田創一郎、神田 拓、斎藤隆史、岡田明子、林 誠
学習者評価＋指導歯科医の評価WG	○長谷川篤司、田村文誉、河野文昭、石田達樹、高橋礼奈
感染症教育WG	○森田 学、岡田明子

○：主査

4

歯学教育モデル・コア・カリキュラムの現状における調査

- 回答対象の時期および調査時期
令和2年12月現在の情報について、令和3年2月に調査を行った。
- 調査対象
全国29歯科大学・歯学部
- 調査方法
記名式質問紙調査法。
エクセルファイルをメールにて各施設へ送信し、回答を依頼した。
- 調査内容
 - ・ カリキュラム全般
 - ・ 一般(教養)教育への影響
 - ・ 平成28年度改訂版コアカリ導入による教育内容及び方略への影響
 - ・ 臨床実習導入科目(シミュレーション教育など)への影響
 - ・ 診療参加型臨床実習への影響
 - ・ 学生の国際交流への影響
 - ・ 学生の学修評価への影響
 - ・ 授業評価方法等への影響
- 回答率
29歯科大学・歯学部中、全29施設より回答が得られた。(回答率:100%)

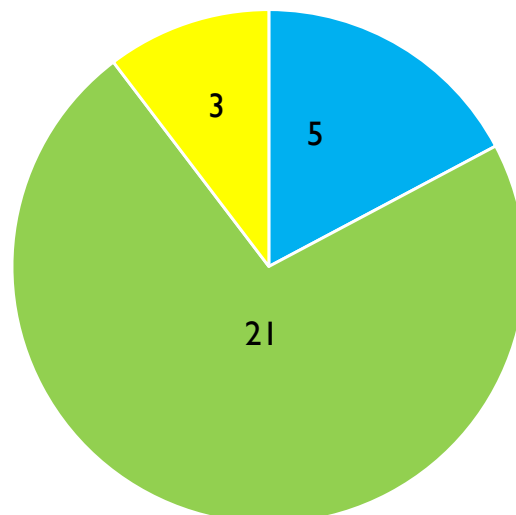
5

歯学教育モデル・コア・カリキュラムの現状における調査

【問1 カリキュラム全般】

1-A. 歯学教育モデル・コア・カリキュラムの扱いについて

- 1) 平成28年度改訂版コアカリが導入されたことによって、貴学では学士課程教育のカリキュラム改訂を行いましたか

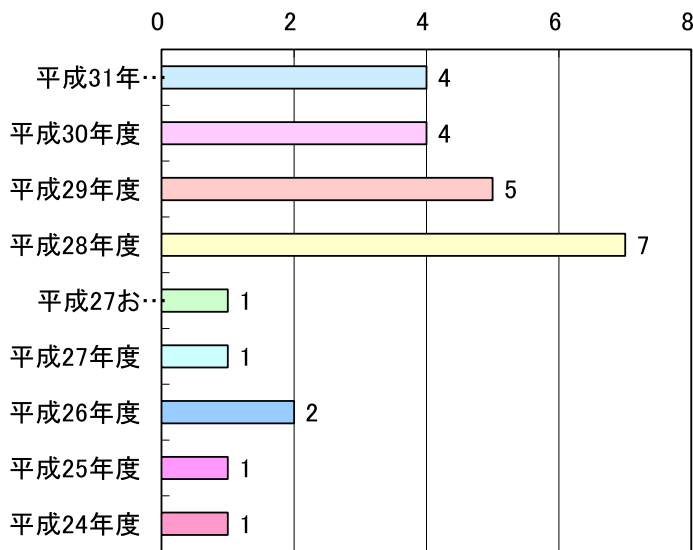


■ 全面的に行った ■ 部分的に行った ■ 行っていない

6

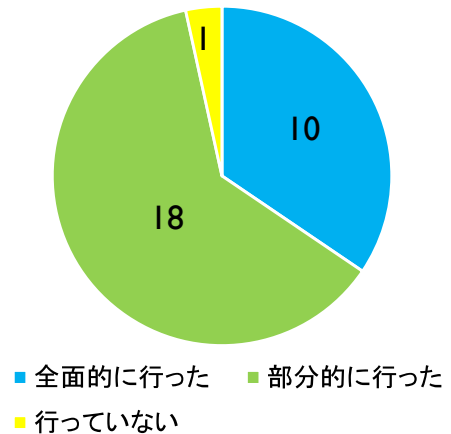
歯学教育モデル・コア・カリキュラムの現状における調査

3)「全面的に行った」また「部分的に行った」場合、改訂したカリキュラムの対象者は何年度入学生からですか



1-C. シラバス

1)平成28年度改訂版コアカリが導入されたことによって、シラバス記載内容の修正を行いましたか



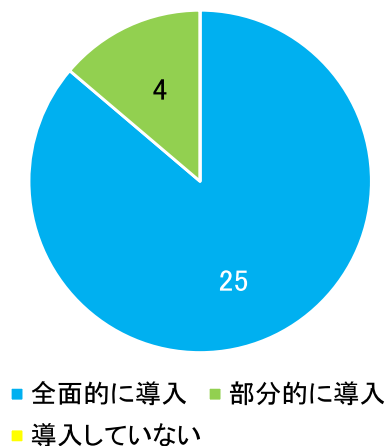
7

歯学教育モデル・コア・カリキュラムの現状における調査

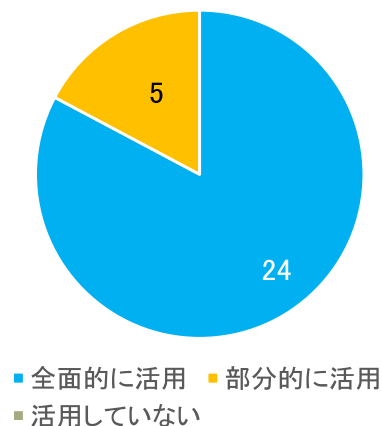
【問5 診療参加型臨床実習への影響】

*「診療参加型臨床実習」とは：歯科医師として必要な基本的臨床能力を習得するため、患者の同意を得て、指導歯科医のもとで実際の歯科医療に携わり歯科医行為を行う臨床実習

5-A. 診療参加型臨床実習の導入状況は



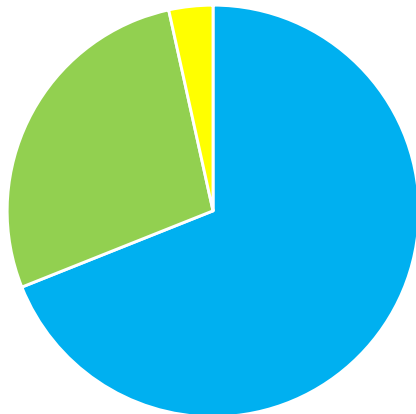
5-C. 平成28年度改訂版コアカリに記載されている「臨床実習の内容と分類」の活用状況について



8

歯学教育モデル・コア・カリキュラムの現状における調査

5-D. 「歯学教育における診療参加型臨床実習実施のためのガイドラインー歯学教育モデル・コアカリキュラム(平成28年度改訂版)準拠ー(案)」の活用状況について



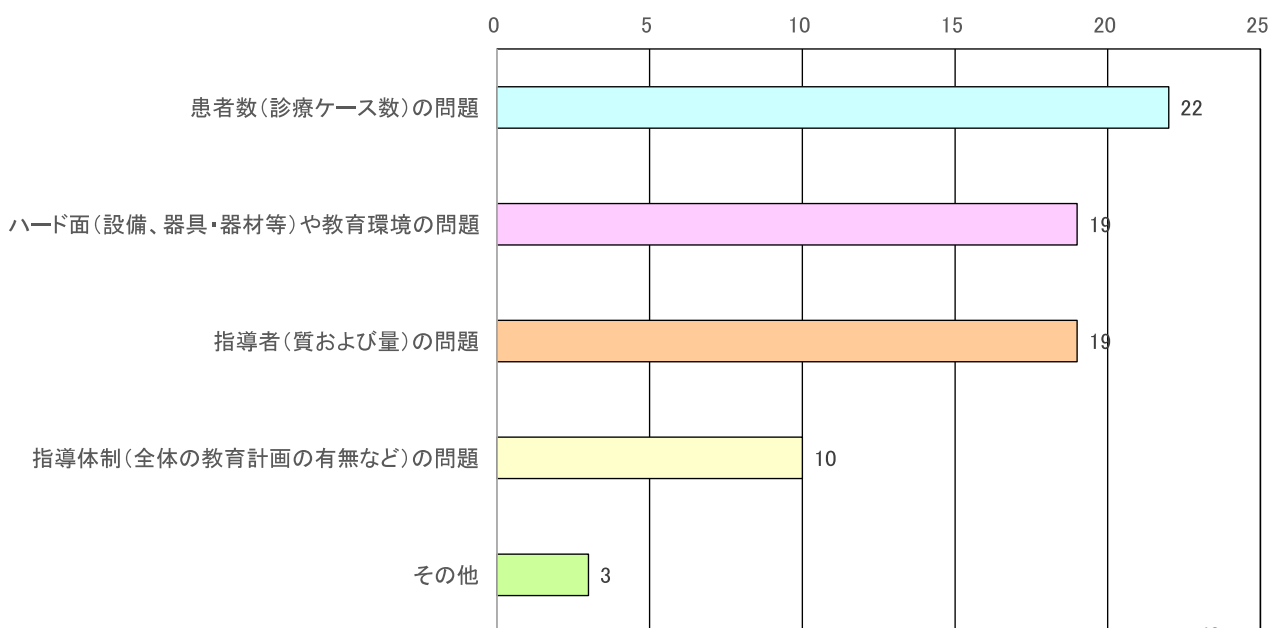
■ 全面的に活用 ■ 部分的に活用
■ 活用していない

回答内容	回答数
①全面的に活用	20
②部分的に活用	8
③活用していない	1

9

歯学教育モデル・コア・カリキュラムの現状における調査

5-I. コロナ禍になる以前において、診療参加型臨床実習実施上で貴学で抱えている問題点はどれですか(複数回答可)



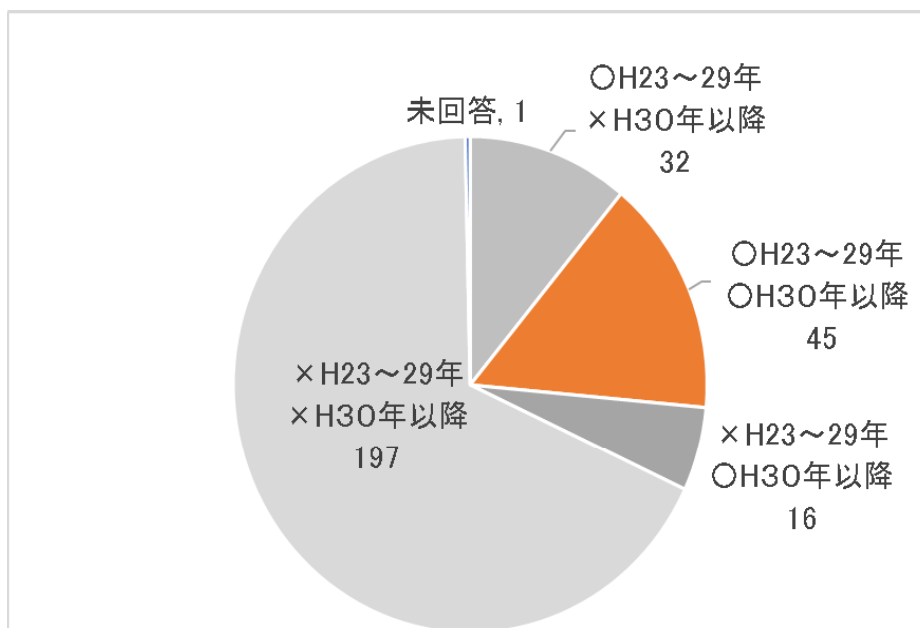
10

令和2年度歯科医師臨床研修 指導歯科医アンケート調査

- 回答対象の時期および調査方法
これまでに指導した研修歯科医に対して、令和3年2月に調査を行った。
- 調査対象
歯科大学・歯学部の附属病院・附属診療所で、臨床研修に7年以上携わっている指導歯科医(各施設3名)と、これ以外の研修施設で臨床に7年以上携わっている指導歯科医 1名
- 調査方法
記名式質問紙調査法。厚生労働省歯科医師臨床研修プログラム検索サイト(D-REIS: Electronic Information System for Dental Resident)に公開されている全国の単独あるいは管理型臨床研修施設に対してアンケート用紙を郵送して、分配、記載、収集、返送を依頼した。
特に各管理型施設の協力型研修施設に関しては、施設数等が把握できなかったため、管理型研修施設に一任した。
- 調査内容
 - ・ 回答者所属
 - ・ 回答者の年齢、研修指導経歴
 - ・ 研修歯科医の受入れ経歴
 - ・ コアカリの認知度と入手法
 - ・ 平成22年度改訂版コアカリを学んだ学生の評価
 - ・ 今後の卒前(歯学部)教育において強化した方が良いと思われる項目

令和2年度歯科医師臨床研修 指導歯科医アンケート調査

問3 貴施設の研修歯科医の受け入れ状況について

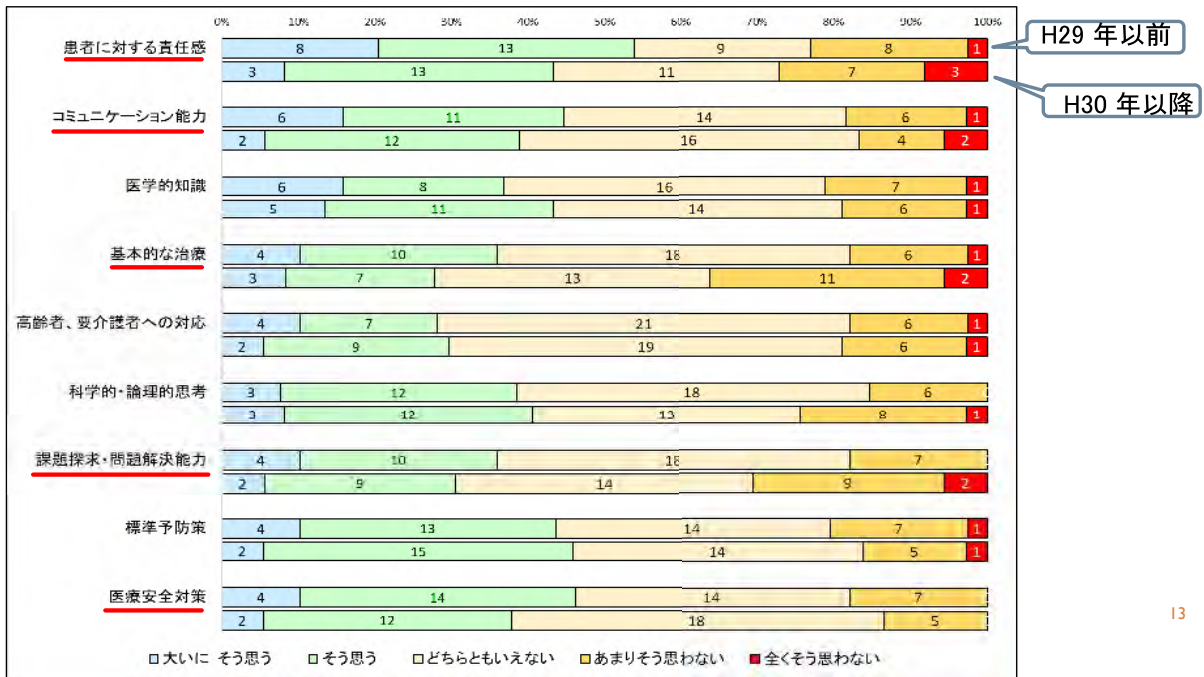


令和2年度歯科医師臨床研修 指導歯科医アンケート調査

問6 平成29年(2017年)度以前に入職した研修歯科医と、平成30年(2018年)度以降に入職した研修歯科医の以下の9項目に関する「研修開始時点での能力」を以下の評価クライテリアを基準に5段階で評価して、下記の表の回答欄の当てはまる数値に○をつけて下さい。

※厳密に平成30年度の前後ではなく、その時期あたりを対象とした趨勢の変化をお答えください。

問3で「平成23～29年度、および平成30年度以降の期間の両方で研修医を担当した指導医」45名の評価を使用。

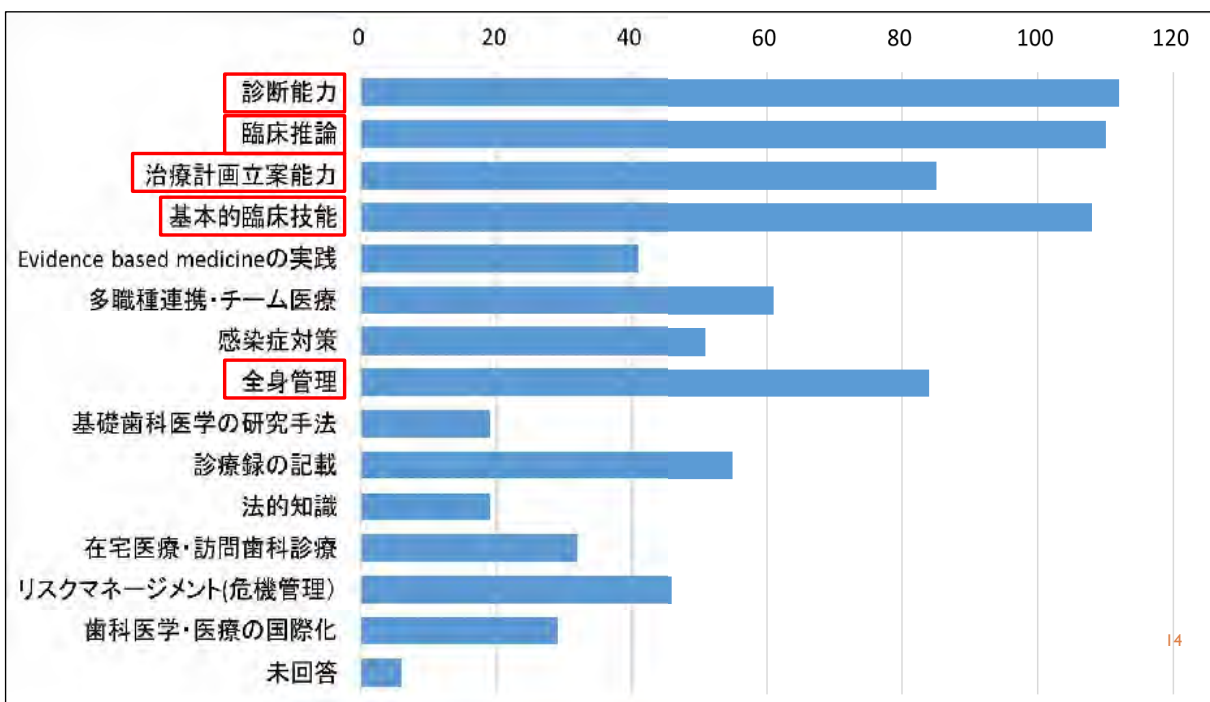


13

令和2年度歯科医師臨床研修 指導歯科医アンケート調査

問8 今後の卒前(歯学部)教育において、強化した方がいいと思われる項目を以下から選んでください。(記入欄に3つまで○を入れてください)

※は当該項目の発展例として臨床研修、生涯学修における内容なども含みます。問8、問9は平成22年度改訂版歯学教育モデル・コア・カリキュラムに拘らずにお答えください。



14

令和2年度歯科医師臨床研修修了者アンケート調査

➤ 回答対象の時期および調査方法

卒業時のコアカリの学修項目の修得状況について、令和3年2月に調査を行った。

➤ 調査対象

令和3年3月末までに歯科医師臨床研修を修了するすべての臨床研修歯科医師

➤ 調査方法

記名式質問紙調査法。厚生労働省歯科医師臨床研修プログラム検索サイト (D-REIS: Electronic Information System for Dental Resident) に公開されている全国の単独あるいは管理型臨床研修施設に対して定員分のアンケート用紙を郵送して、分配、記載、収集、返送を依頼した。

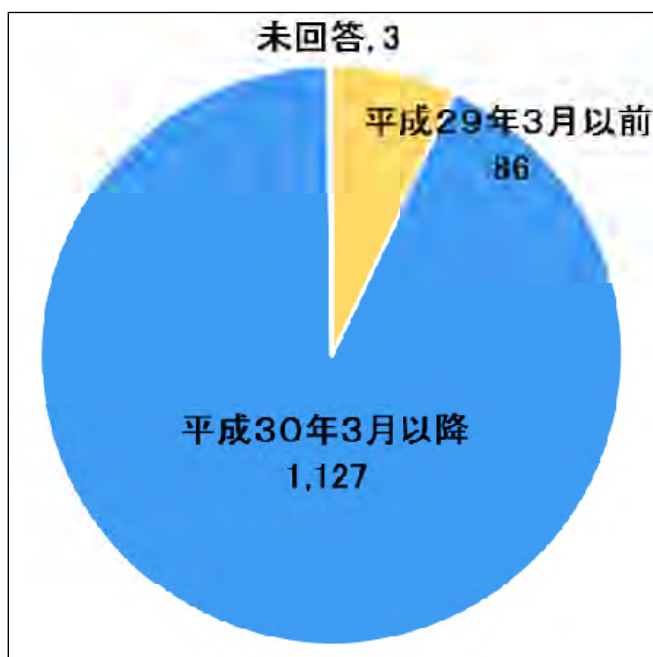
➤ 調査内容

- 回答者の卒業大学
- 回答者の卒業時期
- 卒業校の診療参加型臨床実習の充実度の評価
- 平成22年度改訂版コアカリで変更された課題の自己評価
- 卒業大学の卒前(歯学部)教育についての意見
- 平成22年度改訂版コアカリで強調された28課題の修得の自己評価
- 今後の卒前(歯学部)教育において強化した方が良いと思われる項目

15

令和2年度歯科医師臨床研修修了者アンケート調査

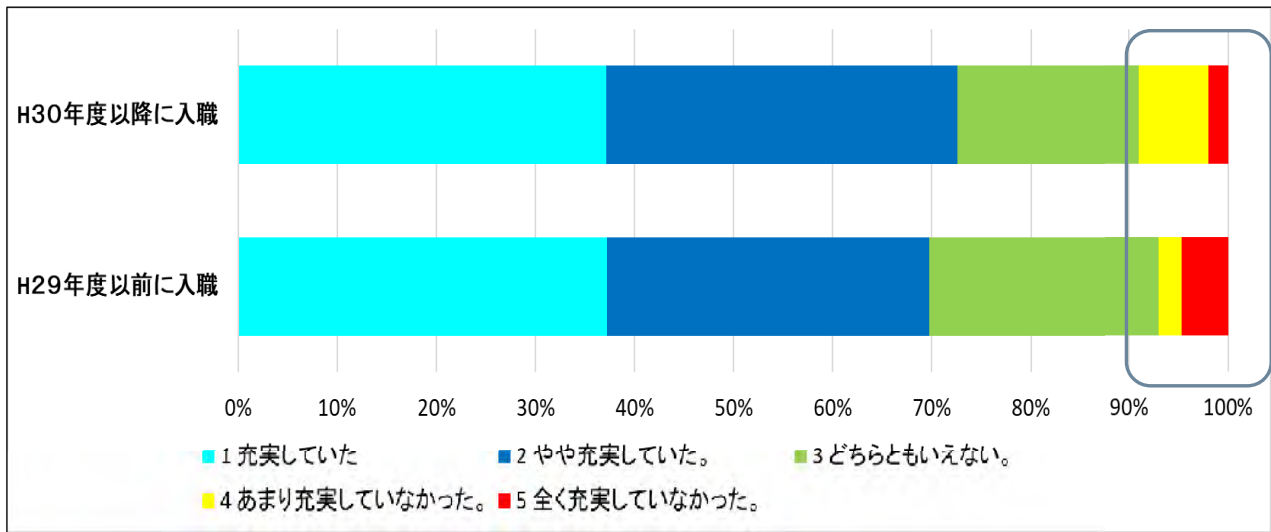
問2 あなたが歯学部を卒業したのはいつですか。



16

令和2年度歯科医師臨床研修修了者アンケート調査

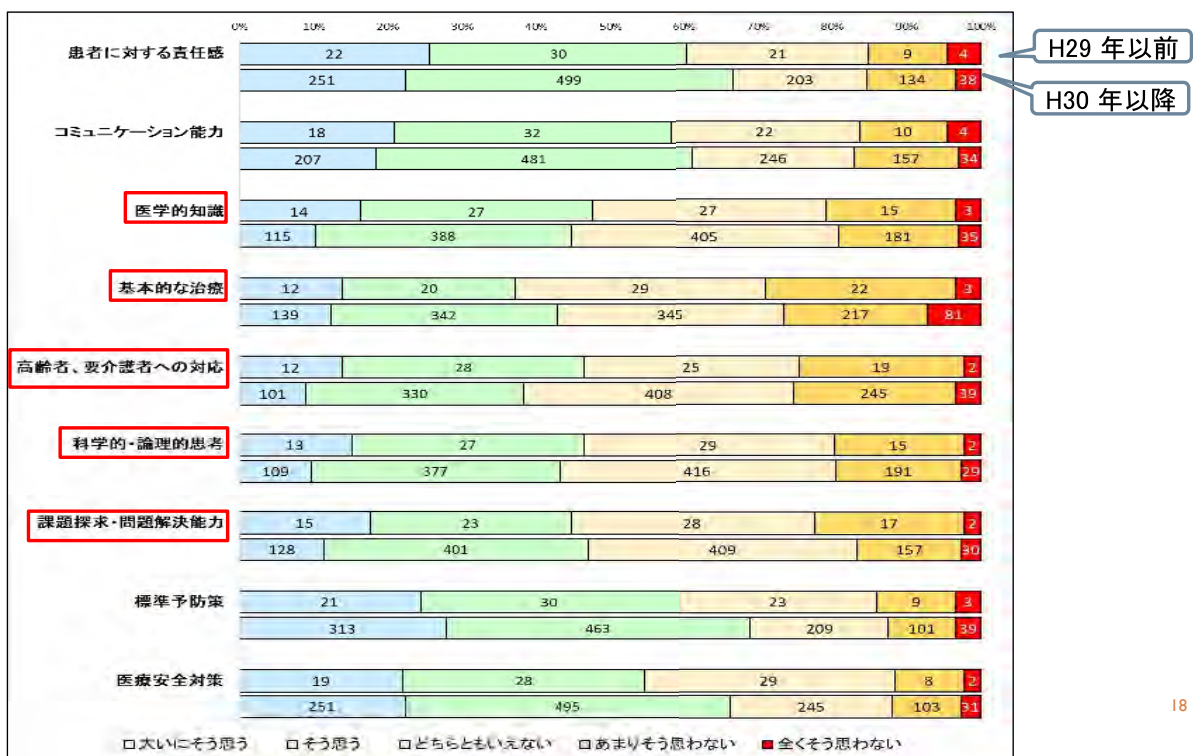
問3 あなたが卒業した大学(歯学部)では、診療参加型臨床実習は充実していましたか。



17

令和2年度歯科医師臨床研修修了者アンケート調査

問4 あなたの「臨床研修開始時点での能力」に関する9項目について、以下の評価クライテリアを基準に5段階で自己評価をしてください。

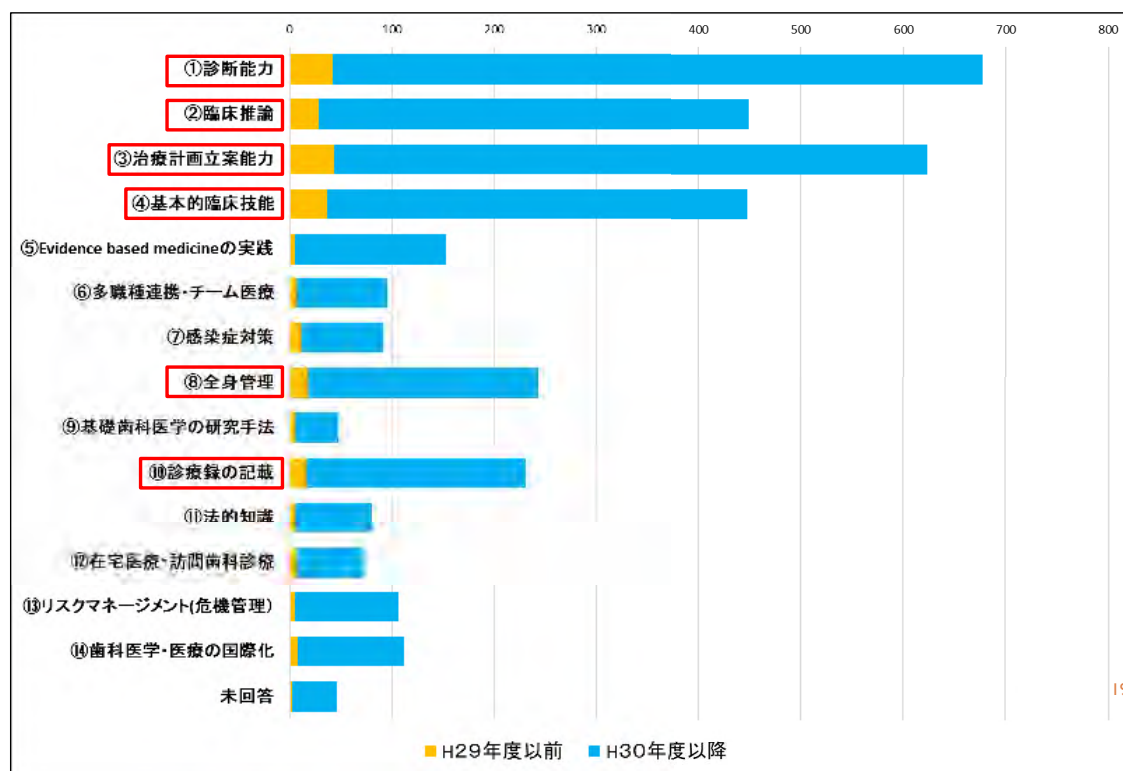


18

令和2年度歯科医師臨床研修修了者アンケート調査

問9 今後の卒前(歯学部)教育において、強化した方がいいと思われる項目を以下から選んでください。(記入欄に3つまで○を入れてください)

※は当該項目の発展として臨床研修、生涯学修における内容なども含む



アンケート調査のまとめ

- ✓ 現在の研修医の有する「歯科に関する知識」の向上は、多くの意見から明らかであると考えられる。しかしながら、継続的かつ大きな課題として、診療参加型臨床実習の質的、量的不足を指摘する意見は多く見られた。
- ✓ 一口腔単位で口腔内を評価して、疾患発現の原因やプロセス、悪化因子となるリスクを抽出して、「総合治療計画の立案」に繋げる教育や、「診療録の記載」なども卒前教育にある程度含めて欲しいという意見も散見された。
- ✓ 平成28年改訂版モデル・コア・カリキュラムで「歯科医師として求められる基本的な資質・能力」で示された9項目の修得は未だ十分でない。さらに、医療倫理教育および医療プロフェッショナリズム教育、加えてコミュニケーション教育の強化を望む意見も見られた。
- ✓ 超高齢社会のニーズとして、高齢者を含む要配慮者に対して歯科医療を提供するために、「医学的知識」のさらなる強化も求められており、平成28年度改訂版の改訂の概要で示された点に一致している。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う令和2年度の講義等の実施状況調査

➤ 回答対象の時期および調査時期

対象とするカリキュラムは令和2年度(令和2年4月～令和3年3月)とし、令和3年2、3月については予定を回答してもらった。調査期間は令和3年1月29日～2月19日とした。

➤ 調査対象

全国29歯科大学・歯学部

➤ 調査方法

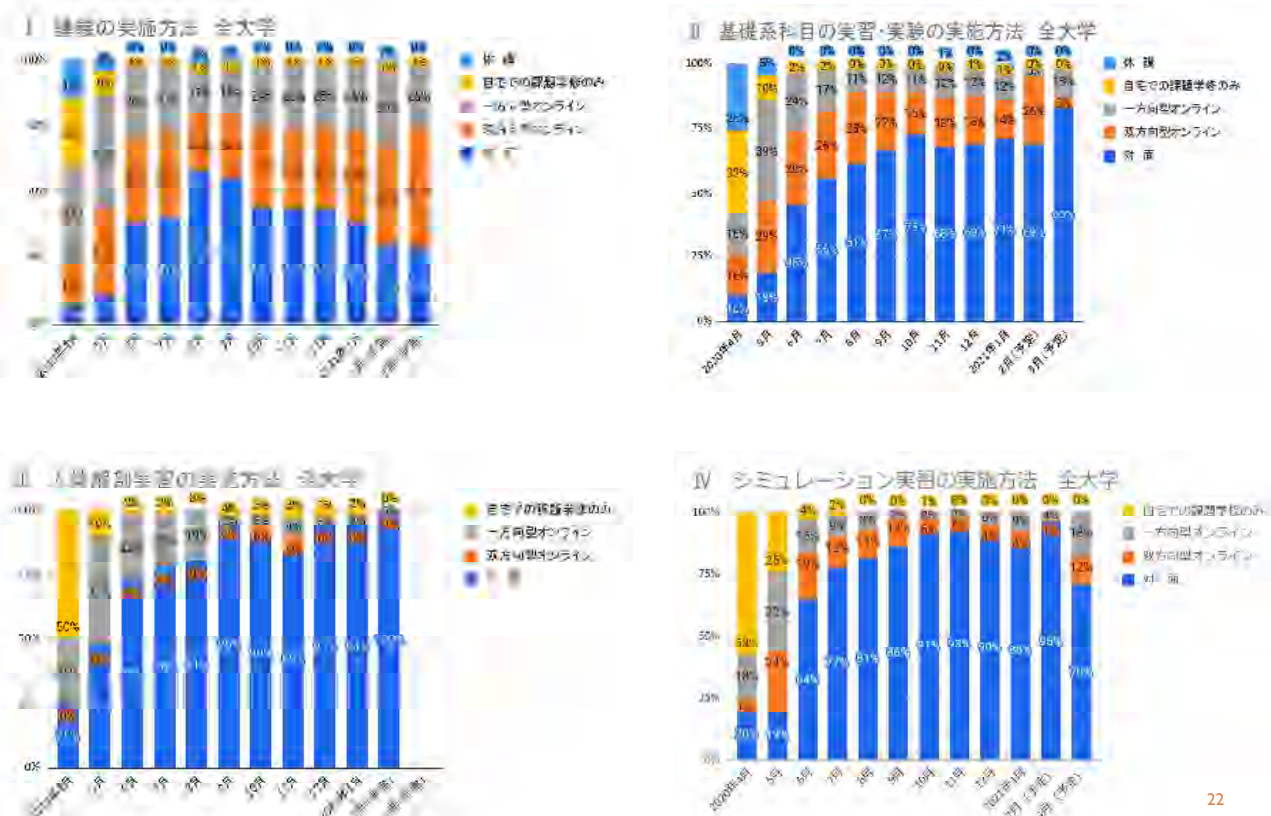
記名式質問紙調査法。

エクセルファイルをメールにて各施設へ送信し、回答を依頼した。

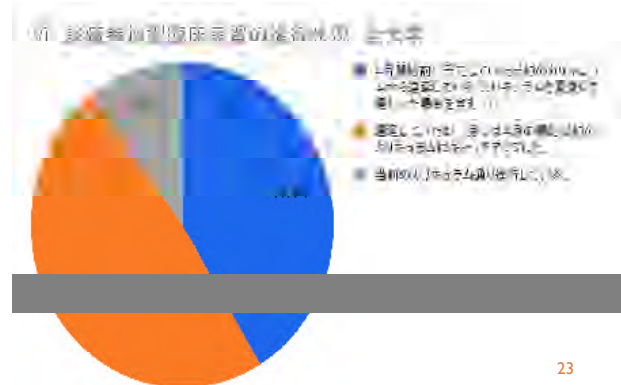
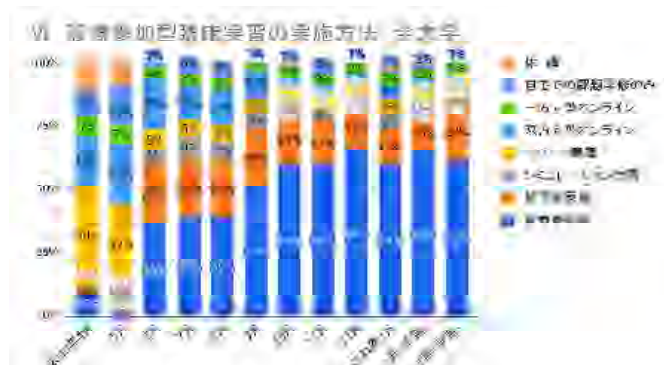
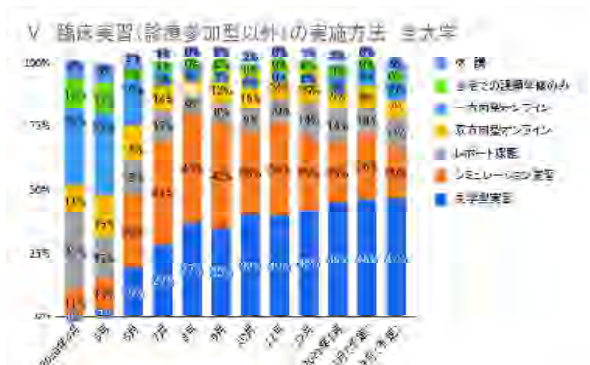
➤ 調査内容

- I 講義
- II 基礎系科目の実習・実験
- III 人体解剖実習
- IV 臨床基礎実習(シミュレーション実習)
- V 臨床実習(診療参加型臨床実習を除く)
- VI 診療参加型臨床実習
- VII 感染症教育(感染症対策を含む)の拡充

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う令和2年度の講義等の実施状況調査



新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う令和2年度の講義等の実施状況調査



23

まとめ

➤ 学修目標列記主体から学修方略、評価の例示の記載の追加の検討

多くの施設では多様なニーズを踏まえた様々な教育内容および学修方略の見直しがコアカリ改訂を契機として行われているが、対応できない施設も見られる。

➤ Student Dentistの法整備による「臨床実習の内容と分類」および「歯学教育における診療参加型臨床実習実施のためのガイドライン(案)」の改訂

コアカリ改訂により診療参加型臨床実習は全ての施設で導入され、「臨床実習の内容と分類」および「歯学教育における診療参加型臨床実習実施のためのガイドライン」は活用されている。令和6年度より、歯科医師法の改正により、Student Dentistの称号が与えられ、診療参加型臨床実習において実施できる歯科医療行為の拡大が期待できることから、改訂は必須である。

➤ Gernaral Dentistとしての能力の涵養

研修指導歯科医から一口腔単位で口腔内を評価して、「総合治療計画の立案」に繋げる教育を含めて欲しいという意見が得られた。患者中心の歯科医療を実践するために、臨床推論、歯科での検査、総合治療計画の立案能力などの項目を新に設ける必要があるか検討を要する。加えて、現場では医学的知識の強化が求められている。

24



一般社団法人
日本歯科医学教育学会
Japanese Dental Education Association

ご清聴ありがとうございました。

報告書のURL:

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/iryou/mext_01484.html